

■あらためて「やまゆり園事件」を問うー障害者権利条約と優生思想

毎日新聞くらし医療部 上東麻子 kamihigashi-a@mainichi.co.jp

1. 事件の全体について

○入所施設で起きた事件

- ・やまゆり園規模の全国の入所施設、利用者の4割以上が25年以上入所。
- ・入所者は重度高齢化(50代以上が42%、支援区分5以上が78%)、地域移行が進まない理由は「家族の反対」「入所者の高齢化」いずれも8割、「本人の意思」4割弱(毎日新聞調査)

<https://mainichi.jp/articles/20170719/k00/00m/040/189000c>

- ・家族が施設を望む理由に目を向けたい
- ・地域移行は理念止まり推進半ば／第4期障害福祉計画:地域移行目標12%→実績5・8%
- ・「施設か地域か」の二項対立でなく

○地域にある「優生」 <https://mainichi.jp/articles/20191222/k00/00m/040/178000c>

- ・障害者施設への反対運動。開設断念・予定地変更など全国で68件(毎日新聞調査)
- ・「運営反対」「子どもの安全を守れ」の旗が…
- ・障害者差別解消法は「周辺住民の同意を求めないことを徹底する」
- ・不寛容なまなざし、子どもにも
- ・営利企業のずさんな「福祉ノウハウ」
- ・問われる自治体の姿勢／多くの自治体は「民と民との問題」と介入に及び腰

2. 裁判の評価

○裁判で明らかにならなかったこと

- ・差別意識「働く中で生じた」／職員だった被告が3年半でなぜ変わったのか?
- ・神奈川県の利用者支援検証委員会で解明進む／25人に虐待にあたる身体拘束の疑い
- ・かながわ共同会のガバナンスは?
- ・知事が共同会の指定管理、方針を撤回、県議会で議論／入所者不在の議論にならないために

3. 事件が日本社会に問うていること

○過去の優生政策との関係「旧優生保護法を問う」 <https://mainichi.jp/eugenics-protection-law/>

- ・障害者らを「不良な子孫」として「出生防止」を掲げた旧優生保護法
- ・被害者の多くは知的障害者、精神障害者／一時金支給法はできたが……

○ビジネスで拡大する新型出生前診断「優生社会を問う」新たな命を選ぶ <https://mainichi.jp/yusei-tou/>

- ・強制ではない、ソフトな「優生」
- ・技術の進歩で選別が容易に／不安ビジネスでゆがめられる「自己決定」

○優生思想を無力化するために／優生思想の正体は何か?

かみひがし・あさこ 障害がある方の暮らしや福祉政策、性暴力などを取材していますキャンペーン報道「旧優生保護法を問う」で新聞協会賞。共著に「強制不妊」(毎日新聞出版)。連載「優生社会を問う」→<https://mainichi.jp/yusei-tou/>



「やまゆり園」で25人に虐待の疑い 神奈川県検証委、初会合後明らかに

毎日新聞 2020年1月11日 13時10分 (最終更新 1月11日 13時11分)



神奈川県庁＝横浜市中区で、山本明彦撮影

利用者ら45人が殺傷される事件があった相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」の再生事業を巡り、県は園の利用者支援の実態やあり方を専門的見地から検証するため、弁護士など外部有識者3人の委員らで構成する検証委員会を設置した。10日、初会合を開いた。

黒岩祐治知事が昨年12月の県議会で、2024年度まで園の指定管理者を社会福祉法人「かながわ共同会」とする従来の方針を撤回。理由の一つとして共同会の利用者支援に不備があると指摘しており、検証のため、第三者委員会の設置を決めた。

会合は非公開で、終了後に3人の委員が記者会見。昨年12月時点で、虐待の疑いのある身体拘束が25人であったことが県の調査で判明したと明らかにした。

座長を務める弁護士の佐藤彰一・国学院大教授は「虐待の疑いがあり、今後詳細に検証していく必要がある」と指摘。「やまゆり園の生活が全然明らかにならず、園での支援のあり方や県の関与等について福祉の観点から検証していきたい」と話した。

検証委員会は、佐藤教授のほか、上智社会福祉専門学校特任教授の大塚晃氏と、元毎日新聞論説委員の野沢和弘氏らで構成。共同会の利用者支援の状況や法人としてのガバナンス体制のほか、施設設置者である県の関与などについて検証する。時期は未定だが、報告書がまとめられる。【木下翔太郎】

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.

毎日新聞の編輯者、過去年間になくとも全日本都府県で計86件以上の反動活動が起きていたことが明かになつた。編輯者仲間は、大々的なもので、子どもの施設を襲ひし獨逸が住民から向けられていた。一方、開校後に対立者を起し、獨逸校と住民の交渉が広がったケースもあった。學生思想を右傾とした陸軍省長を激憤し、共産社会をつくるヒントを獨逸校から探した。

開會会の前身山幸氏、支取締役は眞平、介體支提事門閥を移めてきたが、「眼病症の高齢者」には向けられなかった地蔵住民の精利意識を強く感じた」と言惑う。

利用したのは、17年9月だけで、6万—800人に達した。だが、毎日新聞の報道によれば自治体へのアンケートによると、放散型サイバーシフト演習用施設に対する参加者が、14年10月から5年間で少なくとも8万件起っていた。

避難訓練に詳しい塩川宏彰・表説女子大教授は「小児精神医学」は「不慣れた地域住民の利用を妨げたのは、障害者に対する対応が、14年10月からの5年間で少なくとも8万件起っていた」と述べた。

地域住民が激しい視線を向けるのは障がい者ではない。大阪府警によると、網が剥がれたり建物を壊したりして責めるのが困難な子どもを預ける児童養護施設や病院の建設に住民が反対し、開校当初初の17年4月から9月までに、計4回が停学すると、施設予定地周辺には「建設反対」「近隣の迷惑」と書かれた看板が掲げられた。行政と施設側は住民に説明を重ねたが、最終まで反対する人が残った。同市の田舎では「いくらか必要は説明しても必ずしも理解してもらえない」と嘆息し、「一層を解してもらえなかった。市役所に来て感情訴す。」

的に呼べる人もいたと明かす。

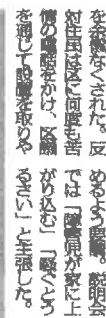
地域のひと話し合ひの過程で「『網が壊れたい』と求められ、破壊的な行動をされたこともあった。施設側はそれらを許さず、また、放散型サイバーシフト演習用施設は、14年10月からの5年間で少なくとも8万件起っていた」と述べた。

避難訓練に詳しい塩川宏彰・表説女子大教授は「小児精神医学」は「不慣れた地域住民の利用を妨げたのは、障害者に対する対応が、14年10月からの5年間で少なくとも8万件起っていた」と述べた。

地域住民が激しい視線を向けるのは障がい者ではない。大阪府警によると、網が剥がれたり建物を壊したりして責めるのが困難な子どもを預ける児童養護施設や病院の建設に住民が反対し、開校当初初の17年4月から9月までに、計4回が停学すると、施設予定地周辺には「建設反対」「近隣の迷惑」と書かれた看板が掲げられた。行政と施設側は住民に説明を重ねたが、最終まで反対する人が残った。同市の田舎では「いくらか必要は説明しても必ずしも理解してもらえない」と嘆息し、「一層を解してもらえなかった。市役所に来て感情訴す。」

地域で暮らす人

「ふん、いかに政治的か」
先生 遊藝の
こと。東京府川口市の児童研究所で児童指導員として勤務中だ。
「のんびりキッズハー
ト」は、チューブを使
って面から直接栄養を
取るような医療的なア
プライヤーだ。我々も
書いたりする。この
8歳の子どもの名前が知
る。一日何人かを養育
師や保育士十数人に
が交代して居たりし
て我々を驚かしつた。
3年前、区内の別の
土地で開設を試みた
が、住民の反対で頓



追い込まれる親

スタッフに見守られて穏やかに過ごす子どもたち。障害児や
家族の支援に必要な施設だ—東京都荒川区の児童発達支援
場所るんるんキッズハートで11月、上重麻子撮影

附設を巡って 施設を移っていた

[illegible]

分が満ちた時に手を離して何となくのものを手放した。

大田市支の野村村、代田優俊は社会福祉士。は「障害者があるところから」と同じ地域に暮らす「患者」、お互いが持つ「持たれたい」の願望にある。そのため、施設を障害者と向き合い、彼等も障害者を理解するまで「協力する」とが必須だ。施設と住民は必死闘になりやうとしたが、両者の間に入って仲介する者が、大市の立場である行政の役所にもある」と指摘する。

合戦にも発展した。

では約20年前、地を往
民による反対運動が起
きた。養子時はパレテ
ードが養子、佳世と
市職が対峙して訴訟
合戦にも発展した。

国の障害者地域移行目標
(2020年度末)

入所施設
1万865人
地域社会
3万504人60

※第5期障害福祉計画などによる



※第5期障害福祉計画などより

ておられ、國の本質感
が問われる。
憲法が動けなくなっ
たり、高層が憲法にた
なったりすると、は誰
にでもわかる。障
害者の方々は、こゝ社
会から「おれ、おれ」面
会をせず、
intech.co.jp

ご意見、情報をお寄せください。〒100-8051(住所不要) 毎日新聞「優生社会を問う」取材班メール (yusei-tou@ma-nichi.co.jp)

障害者施設反対68件

21都府県中止・変更

本紙調査

グループホーム（GH）などの障害者施設が住民の反対で建設できなくなった、建設予定地の変更を余儀なくされたケースが、過去5年間に少なくとも全国21都府県で計68件起きていたことが毎日新聞の調査で明らかになった。反対運動が起きても施設を運営する事業者は任せ、県や自治体などが対応しなかったケースが32件あった。障害者が地域の中で暮らせるよう厚生労働省はGHの整備を進めているが、説明や備置が不十分で反対運動が起きている実態が浮かんできた。

（3面に「厚生労働省を問う」）

都道府県別の障害者施設反対運動の件数

①大阪府	9件
②奈良県	8件
③東京都	7件
④新潟県	6件
⑤神奈川県	5件
⑥千葉県	4件
⑦岐阜県	3件
⑧岡山県	3件
⑨静岡県	2件
⑩滋賀県	2件
⑪福岡県	2件
⑫京都府	2件
⑬熊本県	2件
⑭青森県	1件
⑮群馬県	1件
⑯三重県	1件
⑰兵庫県	1件
⑱佐賀県	1件
⑳大分県	1件

※2014年10月～19年9月の判明分

障害者施設の建設を巡る住民の反対運動の多くは人口が密集する都市部で起きていると考えられるため、47都道府県と、道府県庁所在地、政令市、中核市、東

京23区の計108自治体に今年9月、2014年10月～19年9月の5年間に起きた反対運動などについて尋ねる調査票をメールで送付。全てから回答を得た。その結果、反対運動による障害者施設の建設中止や予定地の変更などは計68件起きていた。施設の種類別で見ると、GHが入居施設が52件で最多。就労や発達障害支援など、通所施設が17件、放課後・アイス・ビスなど障害児施設も8件あった。障害の種類別では、知的障害者や精神障害者の施設への反対が全体の7割を占めた。反対する理由を複数回答で尋ねると、障害者を危険視し、住環境の悪化や、説明が不十分などが多かった。反対運動がないと答えたのは11の道県と市区。一方、46の府県と市区が「把握していない」と回答しているため、実際には68件よりさらに多くの反対運動が起きているとみられる。18年に施行された障害者差別解消法は国や自治体に対し、障害者施設を認可する際は周辺住民の同意を求めず、住民の理解を得るため積極的な啓発活動をするよう付帯決議で定めている。しかし、反対運動が起きた時に行政が関与すべきかどうか都府県と市区に尋ねたところ、「仲介すべきだ」と「仲介する必要がある」と「ほぼ同数で併用した」。障害者施設の反対運動に詳しい野村恭代・大阪市立大准教授（社会福祉学）は「反対運動は、障害者が地域で生活するうえで代表的な障壁の一つ。障害者の地域移行を進めるため、自治体は反対運動について住民の認識を変える機会と捉え、積極的に関与すべきだ」と話す。（上東摩子・千穂紀和）

行政の関与 地域で差

優生社会を問う

地域で暮らす⑤

1905年、同族の20
18年3月に設置を認め
た。重富事業所では高岡寛樹
カーニスを顧問とする「千入
かつら」(同区)は地主住
民の求めに応じ、同年1月
と同年1月に高岡家を買い
入れた。だが、住民は「税理が
下がる」「千入もたの女
主が買われる」と反し主
張し、開設に反対。3年に
なる1度この引き直しを立
て、開設反対の署名集めて
0筆を同区に提出した。
施設側も何もなすべからず。
1911年には千入かつらと居
子定居の家族が、隣里を強
迫する差別への理解欠け

と紛争解決のあつたを同市に申し立てた。障害者差別解消法に基づき認定された市の条例にのっとり年経きつた。

のほり庭についで、同市は差別に当たるとして焼くすまふ焼く返して生民側を指導したが、聞き入れられなかった。施設が受け直し、利用者が入居した現在も受けられた状態が続く。事業者は療養地にの療育の建設を予定していたが、開設のめとは立っていない。

なぜ地域生民は障害者施設の建設に反対なのか。ある生民女性（療育入居者）が何をするか分からない。の療育は福祉に基きつたまに生民する。毎日新聞に

するアンケートでも、凶犯運動の理由で、住民が障害者を虐待していることを挙げる自治体が多かった。だが、18年の犯罪白書と障害者白書から推計すると、精神障害者と知的障害者に占める刑定犯罪者の割合は0.08%。精神・知的障害でない人の割合（0.2%）と比べてかなり少ない。さらに、「住民への説明が不十分」との回答も多かったが、障害者差別解消法に詳しい藤岡政義士は「説明義務があるという発想自体が障害者への偏見と差別に当たる」と批判する。

一方で施設入居者の不安や戸惑いなど多い。10月に入居した精神疾患の男性

(38) 廿五年にやうし
ひたの生れいだつた。「治
癒」に癒え、病気が癒ら癒
えとて「癒癒」でまた。癒い
といふには必要を施す。
何か癒いにしよといふたら
いた。いかにぬきぬけ
いに生れぬといふわ」力
なく語る。父親が言葉を交
したにしまつたわむと癒方
を申し出た二日の翌年の男
性(39)は「同じ人種なのだ
ぞ、癒から同じに癒されて
せう」と癒癒。

施設側の困難は大きい。代理人を務める池田毅和弁護士は「差別的な扱いが最も顕著な行為だ。既にり方問も続いているが、いまだに改善が見えない。年を越しても市庁によるあつせんの手続きに進む見込みがなければ、法的な手続意を取らざるを得ない。地域の人たちにとりて暮らしにしたいだけなのに」と苦言。

障害者の住まいを巡っては、1960年代後半から70年代にかけて「コロニー」と呼ばれる大規模な施設が郊外に相次いで建ち上がった。その後、障害者が「そこではない人々平等に暮らす社会の実現を目指す」「ヘーミングウェイ」などと考える方が広まり、90年代以降は日や精神障害者の社会復帰施設が地域に数増した。ただ、この頃に施設との交流運動が盛んになり、

ている。98の県年に毎目新
聞が行った全国調査による
と、賛成強き者施設反対
運動が10年間で少なくとも
83あった。

国が補助金を支出して農
業者施設が建設される場
合、地元の間農業者の提出を
施設側に対して慣例的に求
めていた時期もあった。し
かし、大分県などがこうし
た手続きそのものが農業者
の権利を侵害するといわれ
て、国農業者の権利を国に委

業。90年度までに全工竣工
 された。随著者施設の建設
 は自治体の整備計画に基き
 多くの多く、区政運動
 あるいは自治体と随著者が
 「共済」し、住民と対峙す
 る時代だったともいえる。
 それから20年がたつと、自
 治体が約束していた福祉の展
 望等について、利用者が随
 著者側と直接契約し、決め
 られる方向に変わった。05
 年に随著者自立支援法がで
 きし以降は社会福祉は広くな
 り、わがや、福利目的の社会
 福祉としての福祉者として
 参入可能に。行政は民間
 団体の問題として区政運
 動が定まった時でもその意を
 なるものになった。

GHを運営する事業所数は、10年からの7年間で10倍の756に増えた。「土地活用」をうたい、地主にGH建築を勧める経営コンサルタントが関係するところが多いと聞かされた。GHが東京圏からして数倍起きている。ある関係関係者は「悪質なコンサルタントが早く売り上げを得ようと施設建設を急ぐあまり、地主に住宅との関係を時間をかけて築くという代り、建設区划運動が助長されているのではないか」と疑問を呈する。

の意見、情報をお寄せ下さい。
 〒100-8001
 1(住所不要)毎日新聞「優
 生社会を問う」取材班△×
 → (yusel-tou@mai
 nichi.co.jp)

＜仲介すべきだ＞

新潟県
札幌市
仙台市
福島市
東京都港区
東京市千代田区
東大阪市
山形県
山口市
奈良県
兵庫県
長野市
富山県
岐阜県
愛媛県
高知県
徳島県
香川県
岡山県
広島県
山口県
福岡県
佐賀県
大分県
熊本県
鹿児島県
沖縄県

自治体の責務
共生社会の実現に向け障害者への理解と福祉の充実を促進
障害者の地域生活を支える重要な地域資源のため
障害者基本法に定める地方公共団体の責務
＜仲介するべきでない＞
基本的に民と民の問題
地域の課題解決の主体は市町村が担うべきだ
市に認可権限がない
行政が関わり続けることができない
法の指定基準などに規定されておらず権限がない
公正中立の立場にあるため
施設を運営する法人が説明すべきだと
余部川新聞のアングレートより

障害者施設に対する運動への自治体の主な対応と理由

も、施設側と反対住民を仲介する必要がないとした理由として、「事業所が行うべきだ」「民と民の問題」「市が関わるべき先が変わってあつれきが激化する」など、反対運動に距離を置くこととする自治体の消極的な姿勢が見えた。

に携わった東俊祐・熊本孝
園大教授（随書送）は「施設
設けに運動は、国民が優生
思想下に置かれている証し
だ。福祉施策の実施責任を
負つてき市町村は自ら住民
に理解を求めなければなら
ない。事業所だけに説明責
任を負わせるのは本末転倒
だ」と指摘する。

振り返る。戸別訪問もして、理解を求めた。

また、施設を運営する社会福祉法人は区を区内の福祉事業所に呼びかけ、定期的に市民向けの勉強会を開催。トランドサッカーの体験や障園エンターテインメントなど障害者の理解を深めるイベントを積極的に開いた。次第に反対運動は収束し、開設後も地域との関係は良好だといつてい

地にもある。民間会社が奈良市で障害者支援施設設置を計画し、住居の区画運動が起きた際、住居側へ障害者を定例集める集会所が出たため、市は予定地区から外れて隣接集会所を開催。こうした集会所が差別に当たらない施設は必要であるとして証明することによって開設を後押しし

だ。県中でも、生徒から拒
絶が寄せられた場合、施設
建設は生徒の同意が必要で
ないことを生徒に説明する
というところだ。

「たゞ、仮設のトイレと淋
病に問題をはたらかれたク
ー入が少なくない。関東地方
のなかでは、性のことは極
端に慎重が起きたが、市は
「事業者の仕事」と園子
を断つだ。

その結果、直接の当事者である事業者が住民説明会を催し、自治会長や区に住民への対応に迫られたため、開所が大きく遅れた。担当者は「面倒なことに関わるといって住民の苦情をそのままだすえているだけ」と市の対応に不満を露わす。

毎日新聞のアンケートで

も、施設側と反対住民を仲介する必要がないとした理由として、「事業所が行うべきだ」「民と民の問題」「市が関わるべき先が違ってあつれきが激化する」など、反対運動に距離を置くこととする自治体の消極的な姿勢が目立った。

障害者差別解消法の策定

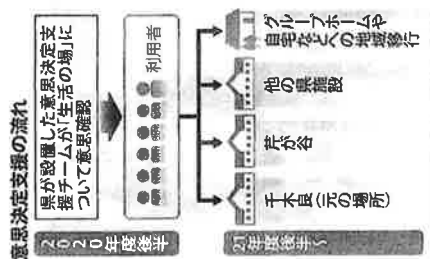


地域移行やまゆり園の模索

相模原市の障害者施設「東久井まゆり園」で2016年7月、入所者45人が殺害された事件の後、障害のある人たちがどのような場所で生きていくかを改めて考える議論が生まれている。やまゆり園利用者は新しい暮らしのあり方を模索し、生活の場を施設から地域に移行させる手法として「地域移行」にも注目が集まっている。

「元の場所」望む家族も

東久井まゆり園で暮らしていた人々は現在、横浜市の青葉区片倉にある「東久井まゆり園」を拠点として暮らしている。事件があった相模原市緑区十木町の園舎は一部が解体され、園を閉鎖する予定。東久井まゆり園が閉鎖された後、各家庭が自立した生活を送るための準備を進めている。2021年までに、元の場所に戻りたいという希望がある。元の利用者や家族は、元の場所に戻りたいという希望がある。元の利用者や家族は、元の場所に戻りたいという希望がある。



「元」の場所

利用者の選択を尊重する。元の利用者や家族は、元の場所に戻りたいという希望がある。元の利用者や家族は、元の場所に戻りたいという希望がある。

重度訪問介護 自立を支える鍵

障害のある人の生活の場として、園内では1800年代後半から70年代にかけ「コロニー」と呼ばれる大規模な施設が建てられ、入所者が暮らしていた。84年に、東久井まゆり園で4年後の88年に定員200人に拡大された。80年代になると、障害のある人たちが平等に生活する「コミュニティ」の考えが広まり、国の政策も、地域の中にある少人数のグループホーム（G.H.）などへの移行を促す「地域移行」にシフトした。この流れは今も続き、2018年度にはおよそ900利用者が施設入所者

から地域へ移行した。施設は安全確保と地域交流を両立させるために、長年「入所型」から「地域型」へと移行した。東久井まゆり園は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。東久井まゆり園は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。

事件で重傷を負った妹（49）は、元利用者の家族として、元の場所に戻りたいという希望がある。元の利用者や家族は、元の場所に戻りたいという希望がある。

20年に「施設型」を廃止し、重度訪問介護を導入する。東久井まゆり園は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。東久井まゆり園は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。

論点

不安残さない方向へ

大月和真氏
東久井まゆり園 施設長
「東久井まゆり園」は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。東久井まゆり園は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。

「東久井まゆり園」は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。東久井まゆり園は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。

障害者の権利 出発点

岡部耕典氏
早稲田大学教授
（福祉法学者）
「東久井まゆり園」は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。東久井まゆり園は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。

「東久井まゆり園」は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。東久井まゆり園は、障害のある人たちが安心して暮らすための場所として、地域に移行する。

2019年(令和元年)

発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1
〒100-8051 電話(03)3212-1321
毎日新聞東京本社

本紙調査 産科以外9割

7月末時点でホームベ
ンにも都道府県の40船艇に検
査しているが、船艇、全ての
り、取材で情報を得たがし
船艇が美観していると回

施設を回復しなかった。
NERTは指児の暴動を理由とした中絶につながらざるから、一合の調剤につながらずと暴動を噂し、また。そのために日本産科婦人科学会は、産科、科医や小児科医が母性看護の感嘆や倫理的問題などを理解してもらうための専門家の方々をセリングが必要と、看護対象をダウン症など、病態に限定。などの要件を指針で定め、要件に合う施設を日本医学会が認定して設ける。

無認定の40施設に方ワンセリタの負担を尋ねたところ、回答した施設のうち

ち「船舶股が「検査内容の不明程度」も「人」に「な」つて」と答えた。検査対象を「主客」に限定しているかとの質問には、産科や産婦人科の「船舶股を含め」の回答と「船舶股全てが」「客船以外も検査している」と答えた。いづれも「船舶」にも「医療機関」と「検査の検査会社」を併介する企業を通じて面談する船舶股が「船舶股」である。全船舶股が「検査」かつ「条件を課せざる検査を実施」といた。この船舶股以外にも認定を受けずに検査する医師が「船舶股いる」となれる。

【上野隆夫、千歳紀和】

[illegible]

新型出生前診斷

妊婦の血液中の微量な胎児のDNAを分析し、染色体異常の発症が原因とみえる疾患の可能性を調べる。妊娠10週間後から成育まで、流産の高発症率といわれる。日本産科婦人科学会の指針では、高年齢の妊婦や過去に染色体異常の子を妊娠した妊婦が、年齢の結果の確定には羊水検査とみえ要となる。現在切迫流産施設があり、年間約1万件実施している。

戦後最大級の「人権侵害」の事実迫る——

障害者は、
子どもを産んではいけないのですか？

それは、基本的人権の尊重を謳った日本国憲法下で、国家が半世紀近くも障害のある人々に不妊手術を強いた「究極の人権侵害」だった。

国家による「命の選別」はなぜ行われ、なぜ放置されたのか。そして、優生保護法なき今の社会に「産む自由」はあるのか——。

毎日新聞取材班による衝撃のドキュメント。

かつて、「不良な子孫の出生を防止する」と謳った優生保護法の下、2万人以上の「障害者」が不妊手術を強いられた。

終戦直後の1948年につくられ、96年まで続いた優生保護法。半世紀近くの間「強制不妊」が行われたのはなぜだったのか。

厚生労働省や各都道府県に残された資料と、被害者、当時手術を行う側だった医師らの取材から、その実態に迫る。

2018年度新聞協会賞受賞
キャンペーン報道「旧優生保護法を問う」
待望の書籍化！

掲載記事、1年余で実に500本以上。

「資料の発掘を通じて負の歴史を検証し、被害者・家族の悲しみや意志の悔恨など、数々の証言を引き出し多角的に報じた一連の報道が、救済制度実現の動きにつなげた」
(新聞協会賞受賞理由より)

【目次】

プロローグ 一刻も早く一人でも多く
第1章 奪われた「産む権利」
第2章 消えた記録
第3章 加害者は誰か
第4章 被害者救済と補償
第5章 優生保護法が問うこと
エピローグ 「同じ未来」を描けるか

巻末資料
主な参考文献
あとがき

『強制不妊——旧優生保護法を問う』

著者：毎日新聞取材班
定価：1600円（税別）
仕様：四六版／上製／304ページ
発売中

【書籍・取材についてのお問い合わせ先】

毎日新聞出版株式会社
久保奈々子

Tel. 03-6265-6746 携帯. 090-7175-8336

E-mail kubo-n@mainichi.co.jp